

■施行条例とは

- 市が施行する土地区画整理事業に関し、事業の名称や施行地区、事業の範囲や事務所の所在地などを定めるもので、土地区画整理事業の実施についての法令運用のための細則。
- 市が土地区画整理事業を施行する場合、土地区画整理法第52条第1項において施行規程を定めなければならないものとされており、法第53条第1項により施行規程は市議会の議決を経て条例で定める。

■施行条例ダイジェスト

章	主な構成	主な内容
第1章	総則	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨は、穂積駅南土地区画整理事業の施行に関し、必要な事項を定める。 事業の名称は、岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理事業という。 施行地区に含まれる地域の名称は瑞穂市別府堤内二ノ町及び三ノ町の各一部 事業の範囲は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行う、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業とする。 事業の事務所は瑞穂市宮田300番地2、瑞穂市役所南庁舎内に置く。
第2章	費用の負担	<ul style="list-style-type: none"> 費用は、公共施設管理者負担金、国庫補助金又はその他の補助金、交付金を除き、瑞穂市が負担する。
第3章	土地区画整理審議会	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理審議会を置く。 委員の定数は10人（内、学識経験者の定数は、2人）とする。 委員の任期は5年とする。 （ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間） 委員の選挙は立候補制とする。選挙すべき委員の数の公告から10日以内に立候補届を市長に提出して候補者となる。 当選人となるために必要な得票数は有効得票数を選挙すべき委員の数で除した数の4分の1以上とする。 委員の補欠選挙は委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合に実施する。 学識経験者に欠員が生じたときは速やかに補欠委員を選任する。
第4章	地積の決定の方法	<p>※基準地積とは、土地区画整理において換地を定める際に、基準となる元の土地の面積をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準地積は、この条例の施行の日現在における土地登記簿上の地積とする。ただし、施行日現在において登記されていない土地については、施行者が実測した地積とする。 地積が事実と相違するときは、施行日から60日以内に根拠書類を添えて施行者に実測による地積の確認を申請することができる。

章	主な構成	主な内容
第5章	土地及び権利の評価	<p>※評価員とは、区画整理前後での土地の評価額を公平に決定するため、土地や建築物の評価に関する経験を有するものから選任します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価員の定数は、3人とする。 宅地及び換地の評価は、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。 所有権以外の権利（地役権を除く）の価額は、それぞれの権利の価額割合とする。 権利の価額割合は、従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。
第6章	清算	<p>※清算金とは、従前の土地と換地との間に評価上の不均衡が生じた場合、その不均衡を解消するために徴収や交付のやりとりを行う金銭のことで。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算金の額は、従前の宅地の権利価額（従前の宅地の価額に比例率を乗じた価額）と当該換地の価額との差額とする。 ※比例率：従前の宅地の価額総額と換地の価額総額を同額とするための比率 清算金の分割徴収又は分割交付 ①施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が5万円以上である場合は、分割徴収し、又は分割交付することができる。（清算金を分割徴収する場合の利率は、換地処分公告の日の翌日における法定利率とする。R7年は3.0%） ②清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算して1年を経過した日とする。 ③清算金を分割して納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。 徴収清算金を滞納した場合は、年10.75パーセントの割合の範囲内の延滞金を徴収する。
第7章	雑則	<ul style="list-style-type: none"> 事業地内の宅地について権利を有する者で本市に居住しないものは、事業の施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、本市に居住する者のうちから代理人を選定できる。 事業地内の宅地又は建築物等に関する権利について異動を生じたときは、当事者双方が連署して遅滞なくその旨を施行者に届け出なければならない。 この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
附則	施行期日	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。